

平成19年8月10日

各 位

会社名 東海染工株式会社
代表者名 取締役社長 八代 芳明
コード番号 3577 東証・名証第1部
問合せ先 取締役管理部長 津坂 明男
(TEL 052-581-8141)

「改善状況報告書」の提出について

当社は、平成19年2月2日提出の改善報告書に関し、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第22条の2第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況および運用状況を記載した改善状況報告書を、本日、添付のとおり株式会社東京証券取引所並びに株式会社名古屋証券取引所に提出しましたので、お知らせいたします。

以上

改善状況報告書

平成 19 年 8 月 10 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇 殿

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長 畔柳 昇 殿

会社名 東海染工株式会社

代表者名 代表取締役社長 八代 芳明

平成 19 年 2 月 2 日提出の改善報告書について、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

1. 改善報告書の提出経緯

当社は平成 17 年 3 月期、平成 18 年 3 月期の決算短信及び平成 17 年 9 月中間期、平成 18 年 9 月中間期の中間決算短信等において、当社元社員であります製品事業部元営業課長による不適切な架空売上及び売上原価の計上と商品の一部を不正流出させたことにより重要な訂正を行う決算内容を開示しておりました。

これは、当社製品事業部営業 3 課において、平成 17 年 1 月から平成 18 年 9 月までの期間に、特定の販売先に対して当社システムから先方販売先へ直接出される社外請求書と社内売上傳票（売上計上用）の照合機能が働いていない点を利用し、架空の売上を計上していました。また、これにより過大となった売掛金に対して、元営業課長は単価訂正と偽って、売掛金をいったん取り消し、新たに計上しなおすことにより、古い売掛金を刷新して滞留調査から逃れていました。

一方、売上計上は、対応する帳簿在庫を引き落とす販売管理システムのため、架空の売上に対し、当社の帳簿在庫を引き落とす必要があり、これにより発生するマイナスの簿外在庫について、元営業課長は倉庫会社の営業担当に対し、在庫報告書の改ざんを依頼し、棚卸監査時に発覚しないようにしていました。元営業課長は仕入業者に対しても数量、金額を改ざんした請求書を発行させ、架空売上に対応するよう帳簿在庫を増加させることもしていました。

さらに、元営業課長は簿外在庫を当社の指定外倉庫に出荷するよう仕入業者、倉庫会社に出荷指示をして、簿外在庫の数量減少をおこなっていました。

製品事業部営業 3 課が扱う販売先は、メーカー・商社と違い、量販店中心で店舗毎の管理単位となっており、取引状況を把握できない製品事業部長が、本来行うべき売上、仕入れ、在庫に係る承認を行っておりませんでした。結果、元営業課長は独断により架空売上の計上、倉庫会社への在庫証明書の改ざん依頼・商品仕入先への請求書の改ざん依頼、単価訂正と称した長期滞留売掛金の不当な消しこみなど、多岐に渡る隠蔽工作を行ない、問題が露見しないよう偽装していたこともあり、問題発見が遅れてしまいました。

本件の事態を招いた原因には、社内のコンプライアンスに関する認識不足や、事業部の効率性を優先し独断的な権限を認めていた事、及び事業部内の牽制機能の欠如と社内の監視体

制の甘さなどがあつたと真摯に受け止めております。

当社は本件に関して、平成 18 年 12 月 28 日に訂正の開示を行い、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第 22 条第 3 項の規定に基づき、平成 19 年 2 月 2 日付けにてその経緯及び改善措置を記載した改善報告書を提出いたしました。

2. 「改善報告書」記載の改善措置

健全なビジネスモラルの醸成のために、コンプライアンス意識の徹底をするとともに、基本動作の見直し、相互牽制機能の強化、監視体制の強化を柱とした改善を実施し、再発防止に努めることを改善報告書に記載いたしました。

コンプライアンス意識の徹底

法令・社則の遵守及び倫理観に基づく行動を社員に浸透するため、社員教育を整備し、コンプライアンス意識の再徹底を狙った社員研修を継続して実施することといたしました。まずは全営業担当及び責任者を対象に外部者によるセミナーを実施することとしておりました。

また、当社役員または社員が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、速やかに情報取扱責任者に対し報告する社内体制を決めておりますが、今回の事態を受け、重要事実を認識した場合の社内体制を再確認させるため、各事業部責任者に対して当社の社内体制について周知徹底するよう通知することとしておりました。

基本動作の見直し

・ 架空売上及び売掛金の計上への改善策

- a. 売上入力には課内の入力担当が倉庫会社の出荷報告書と出荷依頼書を照合し、出荷報告書から直接入力するものとし、製品事業部内の経理担当が販売管理システムから出力された請求書と出荷報告書との照合の後に、担当課長並びに担当部長が必ず承認を行うこととしておりました。また、特定の販売先への売上計上については、月々の管理上販売先の締め日に合わせた売上計上を行い、社外請求書と社内売上傳票（売上計上用）を一致させ照合するとともに、債権債務残高の確認を容易に行える仕組みにすることにより確認することとしておりました。
- b. 売上計上後 2 ヶ月を経過した売掛金については、製品事業部の経理担当が直接販売先へ確認を行い、監理課、管理部が確認内容をチェックすることとしておりました。

・ 不当な単価訂正への改善策

単価訂正を行なう際は理由書添付の上、必ず製品事業部長の承認を必要とすることを再徹底することとしておりました。

・ 架空仕入及び仕入処理への改善策

仕入処理時は、発注書 仕入先納品書又は請求書 倉庫の入庫報告書を添付し、製品事業部の経理担当・担当課長・製品事業部長の照合確認後入力処理を行

なうこととしておりました。

・不正出荷への改善策

販売先から必ず書面での出荷依頼書または販売先が特定できる証憑を入手し、これに基づき倉庫会社に対し、当社専用の出荷指図書にて出荷指示を行なうこととしておりました。

また、仕入先よりの指定倉庫以外への直送は原則禁止とし、必要な場合は、担当部長の承認を必要とすることとしておりました。

相互牽制機能の強化

監理課による業務牽制

・牽制機能強化のため、平成 18 年 12 月に監理課を設置いたしました。担当責任者には内部統制担当取締役が当たることとしておりました。

・仕入先について仕入枠の設定

製品事業部の仕入先に仕入枠を設定し、仕入先毎の購入金額を毎月確認することとしておりました。

・長期滞留売掛金の確認強化

請求後 3 ヶ月以上積みあがった滞留売掛金について、売掛金残高が売上額から判断して異常と認められるものは、監理課が直接各部署又は販売先に対して請求内容の確認を行うこととしておりました。

監視体制の強化

・倉庫会社の選定

製品事業部における倉庫会社の選定は、商品の指定外の倉庫への直送を防止する為、全取締役の稟議事項と定めることとしておりました。

・「コンプライアンス重視の誓約書」提出

監理課より、各仕入先・倉庫会社に対し、「コンプライアンス重視の誓約書」の提出を義務付けることとしておりました。

・在庫監査の回数増加

製品事業部に関しては、現行年 2 回の書類監査を強化し、年 4 回行うこととします。うち 1 回は現物実地棚卸監査を行うものとしておりました。

また、在庫数量と帳簿在庫に差異が生じた場合は、倉庫の入出庫報告等の社外の証憑書類による差異部分照合を製品事業部に義務付け、管理部、監理課、監査役がチェックすることとしておりました。

3. 改善措置の実施・運用状況等

コンプライアンス意識の徹底に関して

法令の遵守及び倫理観に基づく行動を社員に浸透するため、外部講師及び監理課によるコンプライアンス研修を順次行うこととしており、現在までに次のとおり実施しました。

営業部門及び管理部門に対しては下記テーマにより対象者 90 名程度予定しており、対象者が多くなることから 4 回に分けて実施とすることとしており、4 回予定のうち 2 回を行いました。

目的 コンプライアンスに関する意識向上を目指す

1.テーマ：コンプライアンス及び企業倫理について

講師 中部産業連盟

2.監理課による解説

当社固有に発生した/する危険性のあるリスクについて管理者が留意すべきこと

・実施日時 平成 19 年 2 月 24 日（土曜日）午後 1：00～4：30

出席状況 28 名

・実施日時 平成 19 年 3 月 24 日（土曜日）午前 9：00～12：30

出席状況 21 名

次回は総務部門及び営業部門（未受講者）を対象に平成 19 年 9 月 22 日に研修を予定しており、以後も継続して研修を実施し、社員のコンプライアンス意識向上に努めてまいります。

役員に対してはコンプライアンスなどの企業の社会的責任を意識した内部統制システムを構築する必要性を認識するため、社外講師による研修を次のとおり実施しました。これにより、企業の社会的責任の意識向上が図れているものと認識しております。

目的 企業の社会的責任の認識。

1.テーマ：内部統制システムの構築について

講師 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング

2.対象者 全取締役、常勤監査役及び取締役でない事業部長、対象者数 10 名

・実施日時 平成 19 年 4 月 11 日（水曜日）午後 1：00～2：00

出席状況 10 名

また、適時開示規則に従った重要事実を認識した場合の当社の適時開示体制は下記のとおりとなっております。当該適時開示体制を周知徹底するため、平成 19 年 2 月 9 日に以下の内容を事業所長及び事業部長に再通知を行いました。

各事業所（部）は、重要事実が発生した場合には、各事業所（部）の責任者（原則として事業所（部）の長）より管理部に直ちに報告しなければならない。

また、各グループ会社においては、重要事実が発生した場合には、各グループ会社の責任者（原則としてグループ会社社長）より関連事業部を経由し、速やかに管理部に報告しなければならない。

管理部は、各事業所（部）及び各グループ会社よりの情報を集約し、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、開示が必要か否かを取締役社長へ報告しなければならない。

取締役社長は、重要な情報及び適時開示情報を検討・承認する為に取締役会を開催するものとする。

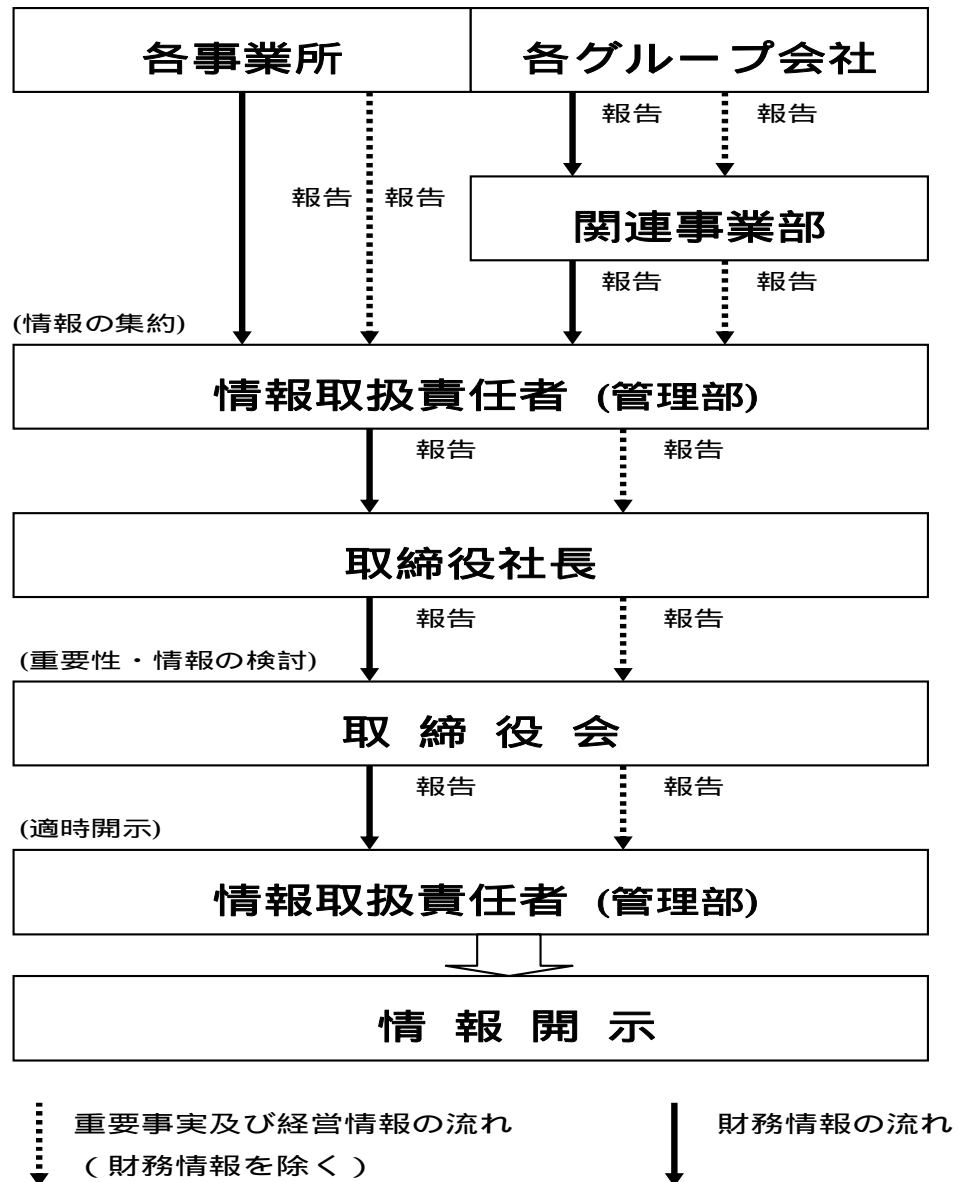
取締役会では、情報の重要性及び適時開示情報の検討・承認を行い、情報取扱責任

者(管理部長)に情報の適時開示の指示を行うものとする。

情報取扱責任者は、経営関連情報について遅滞なく適時開示を行わなければならない。

情報開示については、情報取扱責任者の指示のもと、管理部が開示資料を適時開示情報伝達システム(TDnet)により提出するものとする。

適時開示情報の報告体制フロー



上記のフローによる適時開示規則に該当する重要事実についての運用状況としましては下記の事例があり適時開示を行っております。

決定から開示までのプロセス

事例：平成 19 年 3 月 9 日付開示資料

「サカレン株式会社の事業の一部の譲受に関する基本合意書締結について」

< 開示に至る要因 >

平成 19 年 3 月 9 日開催の取締役会において、サカレン株式会社の染色加工事業の一部を譲り受けることを決議し、基本合意書を締結したことにより、事業の一部譲受けの開示を致しました。

平成 19 年 3 月 9 日付開示内容につきましては別紙を参照願います。

< 開示に至るまでの経緯 >

サカレン株式会社は民事再生手続きによる再建を予定しており、その一環として当社に支援企業としての要請が平成 19 年 1 月 11 日にありました。

社内で調査検討し、染色加工事業の一部につき譲り受けるかどうか協議を進めた結果、平成 19 年 3 月 9 日の取締役会においてサカレン株式会社との基本合意書を締結することを決議し、同日付にて「サカレン株式会社の事業の一部の譲受に関する基本合意書締結について」を開示いたしました。

なお、平成 19 年 3 月 9 日の開示に至るフローにつきましては、以下の通りでありました。

< 開示のフロー > (から は適時開示情報の報告体制フロー図と対応しております)

平成 19 年 3 月 9 日取締役社長より情報取扱責任者へサカレン株式会社の事業の一部の譲受に関する連絡が入る。

平成 19 年 3 月 9 日情報取扱責任者の指示により、管理部が内容の確認をする。

平成 19 年 3 月 9 日取締役社長へ適時開示をする旨の報告をする。

平成 19 年 3 月 9 日取締役会にて決議し、基本合意を締結する。

平成 19 年 3 月 9 日情報取扱責任者から取締役会にて表題の件が決議された旨、管理部に連絡する。

平成 19 年 3 月 9 日管理部で開示内容の詳細確認、開示資料作成する。

平成 19 年 3 月 9 日開示に至る。

基本動作の見直し

・ 架空売上及び売掛金の計上への改善策の実施状況

- a. 平成 19 年 2 月から、製品事業部の入力担当 (2 名が営業 2 課に所属し、販売管理システム入力専属。以下同じ) により倉庫会社の出庫報告書と販売先の出荷依頼書の客先、品番、サイズ、カラー、数量を照合しております。この照合により売上計上の基の出庫報告書の正確性が確保出来るようになりました。倉庫会社の出庫報告書から販売管理システムに直接入力することにより、間違った内容での入力がなくなり、売上計上の入力内容の信頼性を高めることができました。

入力担当は販売管理システムから出力された請求書と出庫報告書を製品事業部の経理担当 (1 名が営業 2 課に所属。以下同じ) に渡し、経理担当が請求書と出荷報告書の客先、品番、サイズ、カラー、数量を照合しております。この照合により出庫報告をもとに販売管理システムに入力され、同システムから出力された請求書は正しいものとなっており、請求金額の売上計上が正確に行なわれるようになりました。

製品事業部課長並びに製品事業部長が倉庫会社の出庫報告書、出荷依頼書及び請求

書により請求金額について承認を行っております。

以上により売上金額が財務諸表に正確に反映されるようになりました。

なお、特定の販売先への売上計上について、販売先の締め日に合わせた売上計上を行い、社外請求書（電子請求データ）と社内売上傳票（売上計上用）を一致させ照合することとしておりますが、平成19年3月締め以降、特定の販売先に対する販売がなくなっているため、当該作業は現在行っておりません。

- b. 平成19年2月から、売上計上後2ヶ月を経過した売掛金について、製品事業部の経理担当が直接販売先へ入金予定日、遅延理由の確認を行い、確認を行った滞留売掛金の内容の明細表を作成し、製品事業部の部会に提出しております。監理課、管理部は明細表を入手することにより入金内容の確認手続きが行われているかをチェックしております。これにより、売掛金の回収管理が適切に行われていることが確認され、正しく評価された売掛金の財務諸表へ反映できるようになりました。

・ 不当な単価訂正への改善策の実施状況

平成19年2月から、単価訂正を行なう際は請求書に理由書添付の上、製品事業部長の承認とすることを担当部長が口頭で営業担当に再徹底を行いました。当初単価訂正理由の記載が請求書に直接訂正理由を記載する等、記載方法が統一されていなかったため、統一理由書様式（下記参照）を作成し、使用することとしました。単価訂正については、必ず単価訂正理由書が添付されており、訂正内容が明確になりました。これにより売掛金の不適正な訂正ができなくなり、売掛金の滞留状況を正確に確認することができるようになりました。

単価訂正理由書の記載内容

- ・ 得意先名、金額
- ・ 理由内容（1.入力間違い 2.単価設定間違い 3.値引き 4.その他）
- ・ 処理方法（1.赤黒訂正 2.値引き 3.クレーム処理）

上記内容を記入及び選択する方法としております。

・ 架空仕入及び仕入処理への改善策の実施状況

平成19年2月から、仕入処理時は、発注書 仕入先納品書又は請求書 倉庫の入庫報告書をセット（輸入品は単価が外貨のため確定できないので と をセット）し、製品事業部の経理担当が仕入先・品番・単価・数量を照合し、このセットを製品事業部営業課長並びに製品事業部長の回覧し、販売管理システムに入力処理を行っております。これにより、正確な仕入計上が行われ、財務諸表に反映されることができるようになりました。

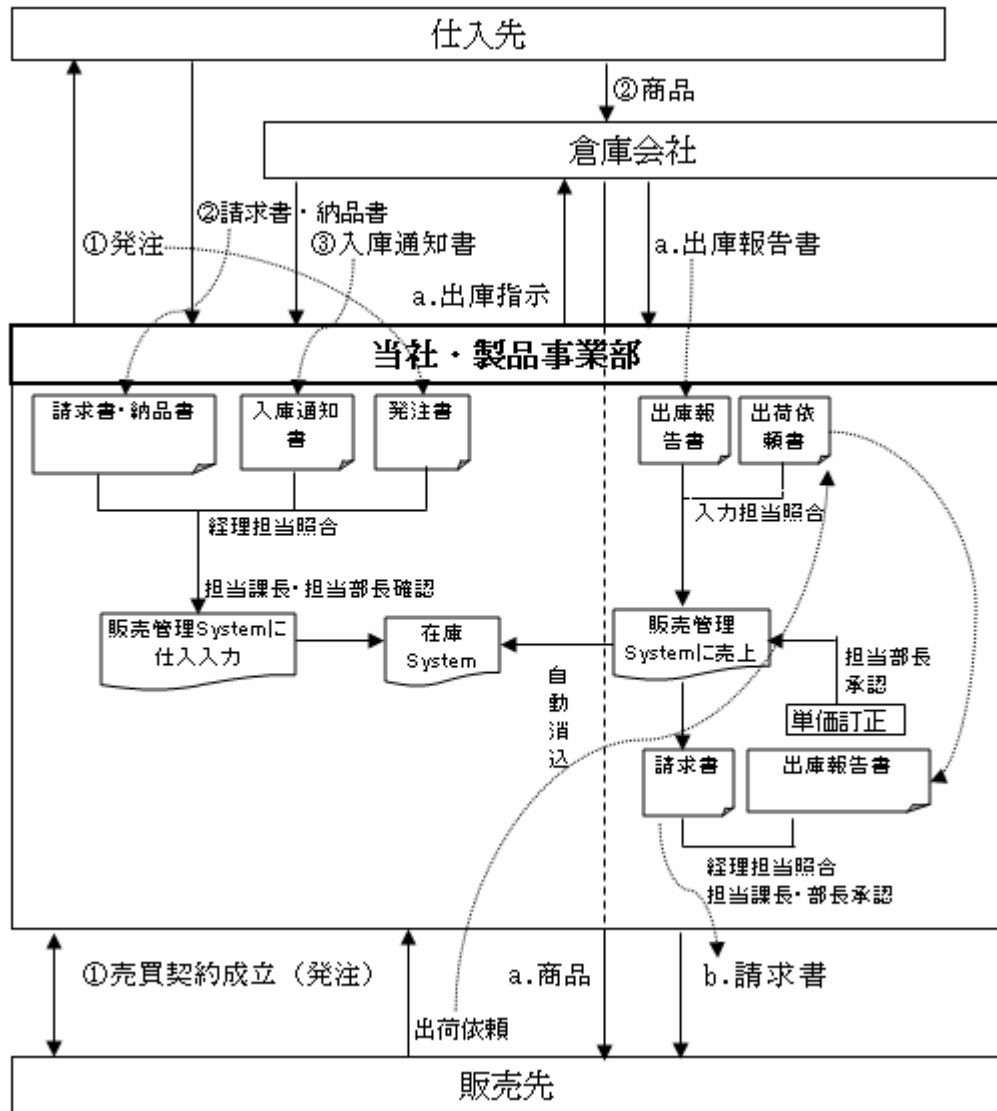
・ 不正出荷への改善策の実施状況

平成19年2月から、販売先から書面での出荷依頼書または販売先が特定できる証憑を入手し、これに基づき倉庫会社に対し、当社専用の出荷指図書に販売先からの証憑を

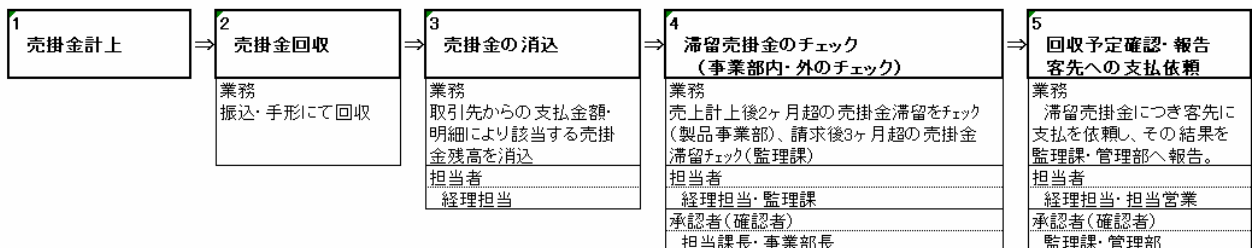
添付して出荷指示を行っております。倉庫会社に対しては、当社専用の出荷指図書と販売先からの証憑の添付がない場合出荷しないよう電話にて通知しております。これにより、販売先の出荷依頼のない不正な出荷を防止することができております。

また、仕入先よりの指定倉庫以外への直送は原則禁止とし、必要な場合は、担当部長の承認を必要とすることにしておりますが、本年2月以降現在までに指定倉庫以外への直送はありませんでした。

基本動作の改善策を踏まえた現状の業務プロセス



売掛金回収管理プロセス



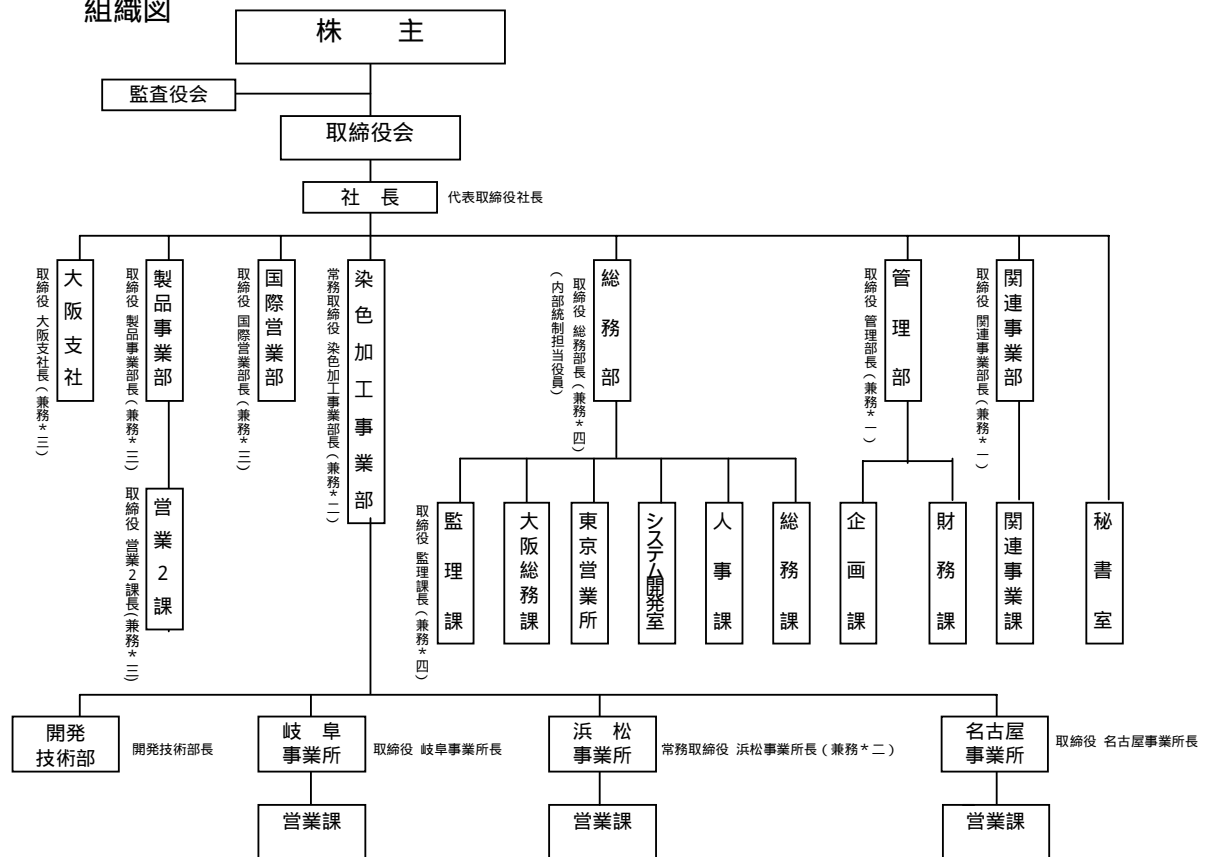
相互牽制機能の強化

・ 監理課の組織上の位置付け及び職務分掌

監理課は今回の製品事業部営業部門において不正行為が行われたことにより、主として営業部門に対する内部牽制の強化を目的として平成 18 年 12 月に本社機能をもつ総務部に所属することとし、大阪支社内に設置、課員 2 名を配属しました。各営業部門の売掛与信の管理状況の確認、滞留売掛金の管理状況の確認並びに製品事業部の不正売上の調査及び在庫調査を主に行ってまいりました。平成 19 年 2 月 2 日（改善報告書提出日）からは改善報告書の改善策について実施運用がなされているかの確認を行うことを業務目的としております。内部統制担当取締役（内部統制システム構築責任者）に直属し、必要に応じ、各部門に対して調査を求める権限を持っております。

また、コンプライアンス教育についても、外部講師による研修と同時に独自のテーマで監理課員が講師となり研修を行っており、コンプライアンス意識の徹底に努めております。

組織図



兼務状況：兼務している方は、兼務先の*の後の数字が回数となっております。

・ 仕入先について仕入枠の設定の実施状況

平成 19 年 2 月以降製品事業部の仕入先に対して仕入枠の設定について、社長決裁として稟議事項として決裁を受けております。また、仕入先毎の購入金額を監理課が一覧表を作成して仕入額、仕入先の確認を行っており、仕入額が仕入枠を超える仕入先については製品事業部に対して説明を受けることとしておりますが、現在までに仕入枠を超え

るものありませんでした。

・長期滞留売掛金の確認強化の実施状況

平成 19 年 4 月より、製品事業部の売上計上後 3 ヶ月以上経過しても入金のない売掛金は、毎月締め後に監理課が滞留売掛金の明細表を作成し、製品事業部に対して売掛金の滞留理由を回答させており、売掛金の適正性の確認を行っております。また、取引先毎の売掛金残高が月商売上額から判断して異常に多額となっているものは売掛残高表からは認められておりません。

・改善策に対する実施状況の確認について

今回の改善策の実施・運用状況について、平成 19 年 2 月より監理課が中心となり、管理部とともに製品事業部に対して、担当者及び責任者にヒヤリングを行い、また各担当者が行う証憑類の照合作業並びに責任者の承認が間違いなく行われているのかについて、チェックシートを作成し、チェックすることで検証を行い再発防止に努めてまいりました。これにより改善報告書記載の改善措置が実施・運用されていることを確認しております。

監視体制の強化

・倉庫会社の選定

製品事業部における新たな倉庫会社の選定については、社長決裁として稟議にて決裁を受けることとしました。これにより、取引を行う倉庫会社の会社状況が明確となり、不適切な出荷を行うことができなくなると確信しております。

・「コンプライアンス重視の誓約書」提出

海外の仕入先を除き仕入先 9 社、倉庫会社 4 社に対して「コンプライアンス重視の誓約書」の提出を依頼いたしました。うち仕入先 6 社、倉庫会社 4 社から提出を受けております。未提出の仕入先 3 社には再度依頼を行います。これにより、仕入先及び倉庫会社おいてのコンプライアンス意識が高まり、取引内容の適正性が確保されたと考えております

「コンプライアンス重視の誓約書」の内容 別紙参照

・在庫監査の回数増加

製品事業部の在庫棚卸監査については、書類監査を年 2 回から年 4 回に強化し、うち 1 回は現物実地棚卸監査を行うこととし、次のとおり実施しております。当該棚卸監査には管理部、監理課ならびに監査役が監査に立会っております。

平成 19 年 6 月 18 日実施の書類監査におきましては、在庫数量と帳簿在庫の差異について差異内容を証明できる社外の証憑書類による差異部分の照合確認を行いました。これにより財務諸表に影響を及ぼすような差異のないことを確認しております。

また、平成 19 年 9 月 3 日から 5 日までの 3 日間で現物実地棚卸監査を実施すること

を予定しております。

4. その他

当社は改善報告書提出以降、コンプライアンス意識の向上、基本動作の見直し、相互牽制機能の強化及び監視体制の強化することにより、不適正な開示を行わないように、再発防止の改善の実施・運用に積極的に取り組んでまいりました。この結果、コンプライアンスへの意識向上、業務改善、適時開示への意識強化が図れ、改善策の実施・運用はできていると評価しております。

反省点としましては、今回の改善策の実施、運用において、社内規定、業務マニュアルが不十分であったため、改善策の実施・運用が属人的になり、規定の整備が行われていないところもあり、また、内部牽制の強化のために設置した監理課の業務分掌がなく業務目的が明確ではありませんでした。

今後は改善報告書の改善策に掲げた内容を定着するため、社内規定を速やかに整備し、監理課の位置付けを明確することとしていきます。これらを実施するため現在行っている内部統制システムの構築に併せて規定の整備を行ってまいります。

さらに、今回の不適切な開示により投資者の信頼を損なったことに対して、適時開示の社内体制の充実を図るため、適時開示体制の見直しを行ってまいります。

今後におきましても、適時開示の重要性を意識し、改善措置の継続的な実施に取り組んでまいり所存であります。

以 上

(別紙)平成19年3月9日付開示内容

「サカレン株式会社の事業の一部の譲受に関する基本合意書締結について」

1.平成19年3月9日開催の取締役会において、サカレン株式会社の染色加工事業の一部を譲り受けることを決議し、基本合意書を締結いたしました。

2.事業譲受けの理由

サカレン株式会社は民事再生手続きをすることとなり、この再建の一環として当社に支援企業としての要請があり、当社は受注数量の確保及び閑散期対策による収益強化を図りたいと考え、今般、サカレン株式会社の染色加工事業の一部につき譲り受ける予定としたものであります。

3.主な基本合意内容

当社は、サカレン株式会社の取引先の承継を中心とする事業統合の協議を行い、今後、事業譲渡契約書を締結する予定であります。

基本合意の有効期間は基本合意締結の日から平成19年8月末日までといたします。

4.今後の予定

今後、事業譲渡契約書の締結に向けて協議を進めてまいります。概要につきましては事業譲渡契約書が締結に至りました折に改めてお知らせいたします。なお、主要な取引先との取引が継続できない場合及び民事再生手続きにおいて裁判所の許可が下りない場合等には最終契約締結に至らないこともあります。

5.サカレン株式会社の概要を記載しております。

(別紙)「コンプライアンス重視の誓約書」の記載内容

誓約書(仕入先用)

(以下「甲」という)は東海染工株式会社(以下「乙」という)に対し、法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重し、良識ある企業活動を心がけ、下記内容について誓約をするものとする。

- 一、 甲は電話もしくは口頭だけでは契約を結ばないこと。必ず、個別契約書もしくは売買約定書を交わすこと。
- 二、 甲は乙の社員に対して下記事項をしないこと。
酒食をともなう会食
お中元、お歳暮
結婚、新築、出産、等その他一切の祝儀ならびに贈答
その他、個人的な接待や贈賄
- 三、 乙の社員が甲に商取引以外の要求をした場合には、速やかに乙の大阪支社 監理課まで連絡すること。乙は、甲に対して、上記連絡に関する一切の迷惑をかけぬものとする。
- 四、 上記一項から三項までの事項について違約があった場合は、甲は乙に対しその損害を賠償すること。

誓約書(倉庫会社用)

(以下「甲」という)は東海染工株式会社(以下「乙」という)に対し、法令を遵守することはもとより、社会規範を尊重し、良識ある企業活動を心がけ、下記内容について誓約をするものとする。

- 一、 甲は平成17年1月1日に締結した業務委託基本契約書を遵守すること。
- 二、 甲は乙からの受託商品について善良なる管理者の注意義務をもって保管することはもとより、乙の信用を失墜させるような行為は一切行わないこと。
- 三、 甲は本件業務の経過及び結果につき、その都度遅滞なく乙に報告し、その承認を受けること。また、月度在庫報告は翌月第3営業日までに書面にて報告すること。
- 四、 乙は同時に締結した覚書に従い、甲の保管倉庫、作業場、事務所に立ち入り、本商品の棚卸又は検査或いは帳簿の閲覧等ができるものとし、甲は誠実に協力すること。
- 五、 甲は乙の書面による事前承認もしくは出荷指図書に基づいて本商品を移動すること。電話や口頭での移動は一切しないこと。
- 六、 甲は乙の社員に対して、個人的な接待や贈賄は一切行わないこと。
- 七、 乙の社員が甲に商取引以外の要求をした場合には、速やかに乙の大阪支社 監理課まで連絡すること。乙は、甲に対して、上記連絡に関する一切の迷惑をかけぬものとする。
- 八、 上記一項から六項までの事項について違約があった場合は、甲は乙に対しその損害を賠償しなければならない。